

平成29年第4回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成29年8月4日 開会

平成29年8月4日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成29年第4回新十津川町議会臨時会

平成29年8月4日（金曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第54号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（11名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	村中忠夫君
教育委員会事務局長	中畑晃君
会計管理者	谷口秀樹君
代表監査委員	山本忍君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮正人君
--------	-------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただ今から、平成29年第4回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただ今出席している議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。
5番、白石昇君。6番、西内陽美君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
-

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第54号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第4号を議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程をいただきました議案第54号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第4号。
平成29年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,160万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては、副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第54号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第4号について、内容をご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

18款、繰入金。補正額214万4千円。これは、財政調整基金からの繰入金でございます。計3億4,041万8千円。

歳入合計、補正額214万4千円、計63億4,160万2千円。

次に、歳出です。

2款、総務費。補正額30万円、計11億4,672万5千円。財源内訳は、一般財源30万円。

10款、教育費。補正額184万4千円、計4億6,008万3千円。財源内訳、一般財源で184万4千円。

歳出合計、補正額214万4千円、計63億4,160万2千円。財源内訳は、一般財源214万4千円でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。

2款1項10目諸費。補正額30万円、計1億7,223万5千円。財源内訳、一般財源30万円です。内容を申し上げます。事業番号9番、滝川西高等学校野球部甲子園出場寄附金30万円。

これは、滝川西高等学校が本年8月7日から開催されます第99回全国高校野球選手権大会に出場することとなったことから、大会参加に係る支援のため、滝川西高第99回全国高校野球選手権大会協賛会に寄附金を支出するための経費を補正計上するものでございます。寄附金の額につきましては、過去に滝川西高及び当時の砂川北高が甲子園出場を決めた際に、いずれも寄附金を30万円計上しておりまして、それと同額といたしたいとするものでございます。なお、現在、本町から滝川西高へ通学する生徒は83名おりまして、そのうち野球部には4名が在籍してございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。

10款3項2目教育振興費。補正額184万4千円、計3,150万8千円。財源内訳は、一般財源184万4千円です。内容を申し上げます。事業番号3番、課外活動事業184万4千円。

これは、去る7月29日、東川町で開催されました北海道中学校体育大会第38回北海道中学校剣道大会におきまして新十津川中学校団体女子が見事優勝をし、本年8月18日から佐賀県で開催されます第47回全国中学校剣道大会に出場することとなったことから、大会出

場に係る生徒8名、指導者1名、ほか引率等の旅費等の経費について補正計上するものでございます。

なお、新十津川中学校団体女子が中体連全国大会に出場するのは初となります。

以上で、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第54号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） お尋ねします。13ページの西高の件ですけれども、ちょっと勉強不足で、私よく承知してないんですけども、寄附金というふうな形の予算が計上されてます。自治法上でいわゆる寄附金というのは、どういうもので、どういうものに出した時に寄附金になるのか、その辺の内容について教えていただきたいなというふうに思います。つまり、こういった行為が、自治体として正しいのかどうかという部分の判断材料になればと思いますので、お聞きしたいと思います。

それと、副町長の方から過去にも出したというふうなお話もございましたけれども、おめでたい事なので精神的には大いに賛成したいんですけども、支出根拠のないものであれば、過去の事例というは参考にならないものだというふうに私は思うんでね、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） はい、ただ今の8番議員の質疑にお答えいたします。今回、寄附金ということで予算計上させていただきましたが、支出科目につきましては、法令等の規定によって自治体は28節の節の中から一番好ましい節を使って支出をするということになってございます。

今回の寄附金ということでございますが、26節に寄附金という科目がございます、地方自治体が、相手方に対して反対給付を求めないものに対する支出として支出を行う場合は、この節で支出をすることが好ましいというようなことが色々諸解説に書いてございます。

本件のような場合、あるいは去年の熊本の地震、災害復旧の際の寄附金、こういったものにこの節を使用して支出するというふうに整理をさせていただきます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 副町長。

○副町長（小林透君） それでは私の方から後段のご質問について、その30万円の根拠というふうなご質問に対して、ご説明を申し上げます。

30万円につきましては、確かに積算根拠をもっていくら掛けるいくらで30万円というふうにしたものではございません。先ほどご説明いたしましたとおり、先例をまず勘案したということ。もう一つは、近隣の自治体等がどのような形で支出をしているかということも勘案をいたしました。さらには本町において通学している生徒の数、それから野球部に

在籍している生徒達の部分についても勘案して、総合的に判断をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） そうするといわゆる法令上は、こういうおめでたいことに対して自治体の寄附行為というのは間違っていないということで理解していいんだなというふうにお聞きしました。基本的には、災害に対するお見舞いをする寄附というのと、こういった部分についてのやつとは、僕はちょっと趣旨が違うんでないかなと、個人的には思うんですよね。こういうものについては、行政的にバックアップするんじゃないかと、やはり個人の善意を集めた上でという方が良いのではないかなというふうに思うんですけれども、その上でこうやって予算をつけたということで、今、小林さんの方から何か近隣の方の話もあるということです。近隣市町村も同様の形のなかで寄附をされているということに理解していいんでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林透君） それではお答え申し上げます。近隣の自治体におきましても、金額についてはそれぞれの意義を持って支出はしてございますが、本町と同様に、寄附金ということで計上をして支出をしているというふうに聞いてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） すみません、自分で調べればすぐ分かるんですが、せっかくなのでお聞きしたいと思いますが、今回の繰入れでもって財政調整基金の残高いくらになったのかを教えてくださいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の6番議員の質疑にお答えいたします。現在、財政調整基金でございますが、9億ほど保有してございまして、今回の繰入れによりまして9億351万6千円になる見込みでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） ただ今の西高の件、反対するものではございませんが、たまたま今回甲子園ということで、ほかの部活といいますか、グループというか、例えば、滝川高校にしても砂川にしても、我が町の農高にしても、そういう全国に出場するというようなことになった場合の対処というか、何か決まりというか、あるものなら教えていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林透君） それではお答え申し上げます。全国大会に近隣の高校等が出場を決めるということについては、非常に本町においても、その高校に通う生徒がいた時に非常に喜ばしいことだというふうに考えるところでございます。なお、その出場に対して、今回のように寄附というような形については、その時その時の状況、それから周辺自治体の状況とも勘案した上で、判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。今回については、このような事で進めさせていただきたいというふうにしたものでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成29年第4回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時19分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員